

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

甲府市内	4,000円
甲府市外	5,000円

(2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償

甲府市内	4,000円
甲府市外	5,000円

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。